重 要 事 項 説 明 書　（訪問介護用）

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1　訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	大阪みなみ医療福祉生活協同組合
代表者氏名	中村　三千人
本社所在地 （連絡先）	堺市東区南野田 127 072-236-3211 FAX072-237-4659

2　ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	ヘルパーステーション北野田
介護保険指定事業者番号	堺市指定　　高第 881-936 号 2770101679
事業所所在地	堺市東区南野田 127
連　絡　先 相談担当者名	072-236-0126　　FAX072-236-7223 担当　島田・藤岡
事業所の通常の事業実施地域	堺市東区・中区・美原区・南区･大阪狭山市

(2)事業の目的および運営方針

事業の目的	ヘルパーステーション北野田（以下「事業所」という）において実施する指定訪問介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定める事により、指定訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	① この事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。 ② 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。 ③ 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする ④ 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 ⑤ 前 4 項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年条例第 58 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3)サービス提供可能な日と時間帯

営　業　日	月～土
営 業 時 間	8:45～16:45

(4)事業所窓口の営業日及び営業時間

営　業　日	月～土（日･祝日、12/30～1/4 を除く）
営 業 時 間	月～金 8:45～16:45、土　8:45～12：45

(5)事業所の職員体制

事業所の管理者	和田　宣寿	
職　　種	職　務　内　容	人　　員　　数
サービス提供責任者	サービス提供の調整等	名
訪問介護職員	直接処遇（家事、調理、排泄介助など）	名

3　提供するサービスの内容と料金および利用料について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ　ー　ビ　ス　の　内　容
身体介護	食事介助	……食事の介助を行います。
	入浴介助	……入浴の介助または、入浴が困難な方は清拭等をします。
	排泄介助	……排泄の介助、オムツ交換を行います。
	体位変換	……体位の変換を行います。
	……	……
家事援助	買物	……ご利用者様の日常生活に必要となる物品の買物を行います。
	調理	……ご利用者様の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
	掃除	……ご利用者様の居室の掃除を行います。（ご利用者様の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
	洗濯	……ご利用者様の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
	……	……

(2)提供するサービスの料金とその利用料について

区分	提供時間 提供時間帯	20分以上30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
		料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料
身体介護	昼間	2867円	861円	4558円	1368円	6676円	2003円
	早朝・夜間	3584円	1076円	5703円	1711円	8346円	2504円
	深夜	4301円	1291円	6837円	2052円	10015円	3005円

区分	提供時間 提供時間帯	20分以上45分未満		45分以上	
		料金	利用料	料金	利用料
家事援助	昼間	2107円	633円	2589円	777円
	早朝・夜間	2632円	790円	3242円	973円
	深夜	3167円	951円	3884円	1166円

※ 提供時間数は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定める時間数によるものとします。

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時　間　帯	6時から8時まで	8時から18時まで	18時から22時まで	22時から6時まで

初回加算・・・新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が、訪問介護を行う際に同行訪問した場合。**料金2140円　利用料642円**

緊急時訪問介護加算・・・利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行なった場合。
料金1回につき1070円　利用料321円

生活機能向上連携加算・・・自立支援型のサービス提供を促進し、利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画を作成することについての評価を行った場合。
（Ⅰ）料金　1070円/月　利用料　321円/月　（Ⅱ）料金　2140円/月　利用料　642円/月

介護職員等処遇改善加算Ⅰ・・・毎月の算定した総単位数の24.5%分の3割の負担金を頂きます。

特定事業所加算（Ⅱ）・・・厚生労働大臣の定める算定要件をみなしたため所定単位数の10%を加算させて頂きます。

4　その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセル通知の時間によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	当日にご連絡の場合	身体介護サービス利用の場合1時間につき1400円頂きます。 生活援助サービス利用の場合1時間につき1100円頂きます。
※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。	

5　利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

利用料、その他の費用の請求	ア　利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ　請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者あてお届けします。
利用料、その他の費用の支払い	ア　サービス提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）利用者指定口座からの自動振替 （イ）郵便振込 （ウ）現金支払い イ　お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から２月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことになります。

6　担当ヘルパーの変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当ヘルパーの変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア　相談担当者氏名　島田・藤岡 イ　連絡先電話番号　072-236-0126 同　ﾌｧｯｸｽ番号　072-236-7223 ウ　受付日および受付時間　　月～土　8:45～16：45

※ 担当ヘルパーの変更に関しましては、ご利用者のご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7　秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

8緊急時の対応

事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師等及び重要事項説明書記載の緊急連絡先に連絡を取り、救急治療あるいは救急入院などに必要な措置を講じます。

主治医	利用者の主治医		家族等	緊急連絡先の家族等	
	所属医療機関名称			住所及び電話番号	
	所在地及び電話番号				

9　訪問介護サービス内容の見積もりについて

○　このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお聞きした日常生活の状況や利用意向をもとに作成したものです

○　契約締結後のサービス提供は、この内容に基づく「訪問介護計画」を作成の上で実施しますが、状況の変化、意向の変動などにより、内容変更を行うことも可能です。

(1)　サービス提供責任者（訪問介護計画作成者）

氏　名

（連絡先：　　）

(2)　提供予定の訪問介護の内容と料金

曜日	訪問時間帯	サービス区分・種類	サービス内容	料　金	利 用 料
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
１週あたりの利用料（見積もり）合計額					

(3) その他の費用

①交通費の有無	（有・無の別を記載）サービス提供１回あたり…
②キャンセル料	重要事項説明書４－①記載のキャンセル料となります。
③光熱水費	利用者（お客様）の別途負担となります。

(4)1ヵ月あたりの利用者負担額（利用料とその他の費用の合計）のめやす

利用者負担額のめやす額	

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払は、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。この見積もりの有効期限は、説明の日から１ヵ月以内とします。

１０高齢者虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①　研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

②　個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

③　従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

１１事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う訪問介護の提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族･市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った訪問介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

１２苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握する為に必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。

相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは、必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）

１３ハラスメントへの対策強化

① 事業所は従業者が対等な個人として尊重され、性別等の人権侵害の無い公正で快適な環境において就労のできる機会と権利を保障する職場つくりを目指し、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントの防止及び対応に努めます。

② 利用者またはその家族などが従業者に対して、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、保険上定められている以外のサービスの提供を強要された場合などは事業所は事実確認を行い、必要な措置を講じるものとする。

１４サービス提供に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 （事業者の担当部署・窓口の名称） 相談・苦情担当者：島田　雅之	所 在 地：堺市東区南野田 127　名称：ヘルパーステーション北野田 電話番号：072-236-0126　ﾌｧｯｸｽ番号：072-236-7223　受付時間：8 時 45 分～16 時 45 分
【市町村の窓口】 （利用者の居宅がある市町村の介護保険担当部署の名称）	所 在 地：堺市東区日置荘原寺町 195-1　名称：東区役所地域福祉課介護保険係 電話番号：072-287-8112　ﾌｧｯｸｽ番号：072-287-8117　受付時間：9 時～17 時 15 分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所 在 地：大阪市中央区常盤町 1-3-8　名称：大阪府国民健康保険団体連合会 電話番号：06-6949-5446　ﾌｧｯｸｽ番号：06-6949-5417

窓　口　名	住　所	ＴＥＬ	ＦＡＸ
堺区役所地域福祉課介護保険係	堺市堺区南瓦町 3-1	228-7477	228-7870
中区役所地域福祉課介護保険係	堺市中区深井沢町 2470 - 7	270-8195	270-8103
西区役所地域福祉課介護保険係	堺市西区鳳東町 6-600	275-1912	275-1919
南区役所地域福祉課介護保険係	堺市南区桃山台 1-1-1	290-1812	290-1818
北区役所地域福祉課介護保険係	堺市北区新金岡町 5-1-4	258-6771	258-6836
健康福祉局福祉推進部介護保険課	堺市堺区南瓦町 3-1	228-7513	222-1452
大阪狭山市保険福祉部介護保険課	大阪狭山市狭山 1-2384-1	366-0011	366-9696
堺市美原区役所地域福祉課介護保険係	堺市美原区黒山 167-1	361-1881	362-7532
富田林市介護保険室	富田林市常磐町 1-1	0721-25-1000	0721-25-9037
河内長野市介護高齢課	河内長野市原町１丁目１番１号	0721-53-1111	0721-50-1088

１５　第三者評価について

第三者評価の有無	無し

１６　重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年　　月　　日

上記内容について、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年条例第 58 号）に基づき、利用者に説明を行いました。　　上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

事業所	所　在　地	堺市東区南野田 127	利用者	住　所	
	法　人　名	大阪みなみ医療福祉生活協同組合		氏　名	印
	代表者名	中村　三千人　印	代理人	住　所	
	事業所名	ヘルパーステーション北野田		氏　名	（続柄　　）印
	説明者氏名	印	代筆者	住　所	
				氏　名	（続柄　　）印
			代筆理由		